

「まちなか保健室」が6月2日(日)からスタート

市では、平成30年度に策定した「市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない街づくりを目指すため、誰もが気軽に相談できる「まちなか保健室」を開設します。

- 1 実施日時 毎週日曜日 13時30分～16時30分
※年末年始及び志木市健康まつり開催日（10月20日（日））を除く
- 2 実施場所 市民会館パルシティ（志木市本町1-11-50）
- 3 内容
 - 面接による相談（電話による相談は受け付けておりません）
 - 保健師や社会福祉士などの専門職が、人間関係や生活困窮、こころや体の健康などさまざまな悩み事や心配事の相談を広く受け、問題解決のための支援や各種相談窓口へつなぎます。

<主な内容>

 - 1週目：高齢者の介護に関する相談や健康に関する相談
 - 2週目：福祉サービスに関する相談や健康に関する相談
 - 3週目：がん検診や健診結果に関する相談、健康に関する相談
 - 4週目：子育てに関する相談や健康に関する相談

※5週目がある場合は、福祉サービスに関する相談や健康に関する相談
- 4 対象者 市民どなたでも
- 5 申込み 事前申込不要（実施時間内に、直接お越しください）
- 6 費用 無料
- 7 相談日当日の問合せ先 ☎090-5391-7466

記者発表資料

令和元年5月27日

健康福祉部健康増進センター

健康増進センターグループ

担当者／副所長 杉田 明子

電話番号／048-473-3811（直通）

志 木 市